

原発事故で被害を受けた人へ

賠償金などの申告相談が始まっています

平成22年分から25年分までの所得税確定申告、納付などについては、平成27年3月31日までの手続きが必要ですが、確定申告期は相談会場の混雑が予想されます。相馬税務署の行う雑損所得や賠償金の申告相談が、次のとおり始まっていますので、手続きの済んでいない人はこの機会にご相談ください。

■相談期間 平成26年11月28日(金)まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

■受付時間 午前9時半～午後4時  
■相談会場 ビアフレスコ内申告相談会場  
(南相馬市原町区北原字境堀225)  
■予約方法 相馬税務署または最寄りの税務署へ電話で連絡する。

問 相馬税務署 ☎0244-36-3111

不正軽油の情報提供を

10月は不正軽油撲滅強化月間

福島県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して不正軽油の排除に取り組んでいます。

不正軽油の防止や撲滅には、住民の協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供は、福島県

税務課または最寄りの地方振興局県税部へ連絡してください。

問 福島県総務部税務課 ☎024-521-7205  
相双地方振興局県税部 ☎0244-26-1127

笑いヨガでストレス解消～こころとからだのリラックス～

平成26年度自殺予防セミナーを開催

福島県相双保健福祉事務所は、住民が笑いヨガを通して効果的にストレスを解消し、心身の健康を回復、向上を図ることを目的とし、セミナーを開催します。

■講師 快フィットネス研究所  
所長 吉井 雅彦 氏

■日時 平成26年10月20日(月)  
午後1時半～3時(受付午後1時～)

■場所 相馬市総合福祉センター(はまなす館)

■対象者 地域住民、地域住民の健康を支える関係機関の職員

■参加費 無料

■申し込み先 福島県相双保健福祉事務所  
障がい者支援チーム

問 福島県相双保健福祉事務所  
障がい者支援チーム ☎0244-26-1132

～ひとりで悩んでいませんか～

平成26年度ひきこもり家族教室を開催

社会的ひきこもりで悩んでいるご家族を対象に家族教室を開催します。ひきこもり本人の行動や気持ちを理解したり、悩んでいるのは自分だけではないと知るきっかけとなります。どうぞこの機会にご参加ください。

日 時	内 容	場 所
平成26年11月28日(金) 午後1時半～3時半	講話(臨床心理士) / 家族交流	相双保健福祉事務所 (南相馬市原町区錦町1-30) 1階第4相談室
平成27年1月16日(金) 午後1時半～3時半	講話「当事者からのメッセージ」 / 家族交流	
平成27年3月2日(金) 午後1時半～3時半	講話(臨床心理士) / 家族交流	

■対象者 社会的ひきこもり(6か月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が続き、精神障害がその第一原因とは考えにくいもの)に悩む家族

■申し込み 参加を希望する人は、電話で相双保健福祉事務所障がい者支援チームへお問い合わせください。

問 福島県相双保健福祉事務所 障がい者支援チーム ☎0244-26-1132

広野中卒業生であれば参加できます

広野町成人式

平成27年広野町成人式を次のとおり開催します。

■日 時 平成27年1月4日(日)  
午前10時開始(午前9時半受付)

■会 場 広野町公民館 2階 大会議室

■対象者 平成6年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた人で広野町に住所がある人。

また、平成21年度広野町立広野中学校卒業生であれば、住所がなくても対象となります。

なお、対象者には10月中旬に案内と参加申込書を送付する予定です。10月末までに届かない場合は、公民館へ連絡してください。

問 広野町公民館 ☎0240-27-3244

悩みや苦情はまず相談を

秋の行政相談所を開設

10月20日から26日までは「秋の行政相談週間」です。行政相談は、役所(国、県および市町村)や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決の手伝いをするものです。

広野町では、行政相談委員が自宅などで相談に応じるほか、次の日程で「行政相談所」を開催します。広野町大字下北迫字苗代替57番地29  
☎090-5186-4965(携帯)

■日 時 平成26年10月20日(月)  
午前10時～午後2時

■場 所 いわき市中央台高久第四応急仮設住宅集会所

問 総務課 庶務係  
☎0240-27-2111



広野町担当行政相談委員  
かねこ はるみ  
金子 晴美さん

電話相談の取り組みを強化

女性の人権ホットライン

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、電話相談の取組を強化します。相談は、無料で秘密は守られます。人権擁護委員および法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

■日 時 平成26年11月17日(月)～23日(日)  
午前8時半～午後7時

※ただし、11月22日(土)と23日(日)は午前10時から午後5時まで

※強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く)も、午前8時半から午後5時15分まで、相談に応じています。

☎0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)

問 福島県人権擁護委員連合会  
福島地方法務局人権擁護課 ☎0570-070-810

相談は無料です

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権の考えを広める活動や人権相談などに応じています。

■日 時 平成26年11月4日(火)  
(毎月第1火曜日に実施しています)  
午前10時～午後3時

■場 所 広野町役場 301会議室

■相談員 いわき人権擁護委員協議会双葉地区部会の委員

問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113